

# 気候変動枠組条約第2回締約国会議 (COP-2)

東 一 郎 明 日 香 壽 川

## 1. はじめに

1996年7月8日より19日にかけて、ジュネーブの国連欧州本部でCOP-2という奇妙な名前の会議が開かれた。COPは、Conference of the Partiesの略で警官のことではない。日本語では、気候変動枠組条約締約国会議、あるいは単に締約国会議と訳される。その目的は、気候変動枠組条約(FCCC、以後気候条約と略)に基づき、温暖化緩和策を実施することにある。気候条約では、先進国はCO<sub>2</sub>等の排出量を2000年までに1990年水準に抑制することとなっている。但し2000年以降の目標については定めておらず、法的な拘束力もない。1995年2月に第1回会議(COP-1)がベルリンで開催され、現状の気候条約の内容では、温暖化緩和に不十分でより強い対策が必要とするベルリン・マンドートを採択した。今回のCOP-2の役割は、この宿題の具体的な解決の手順を決めることであり、世界161か国の政府代表約1000人と135団体(国連機関及びNGO、日本の経済団体連合会も参加)から約650人が参加した。

## 2. COP-2の結論

採択された閣僚宣言(ジュネーブ宣言)の要点は、次の通りである。

・1996年12月に公表されたIPCC(気候変動に関する政府間パネル)第2次報告書の科学的な検討結果を認め、特に先進諸国における緊急な温暖化緩和策の基礎と考える。IPCC報告書では、人間活動が気候に影響を与えていると信ずべき根拠があり、このままいくと、2100年までに約2℃の温暖化と50cmの海面上昇がおきると警告している。

・温暖化を緩和するため、COP-3において、法的拘束力のある議定書又は他の法的施策の採択を目指す。議定書等には、例えば2005年、2010年又は、2020年のような期限を定め数量化されたCO<sub>2</sub>等の排出量削減目標が設定され、先進国に適用される。

・COP-3は、日本の招請に応じ、京都で開催(1997年12月1~12日)する。

## 3. 様々な各国の立場

議長の開会挨拶によれば、様々な各国の立場の中での、議事進行は悪夢にも似ていた由。冗談として言っていたが半分は本音であろう。主なグループを次に示す。

### (1) AOSIS (島嶼国連邦)

サモアなどの島嶼国は、海面上昇により国土水没、ハリケーン等の危機にさらされるため、最も強い温暖化緩和措置(先進国のCO<sub>2</sub>等の排出量を1990年の水準から20%減らす)を主張。半島であるバングラディッシュも、国土の17.5%が水没の可能性があるとこれに同調。

### (2) EU

ドイツ、英国などのEUは、予防保全的な立場から、各国一律規制でCO<sub>2</sub>等の大気中濃度を産業革命以前の約2倍で押さえ込むことを積極的に主張。但し、フランスは、国毎の異なる事情を考慮することを主張した。EU内も完全な一枚岩ではない。

### (3) JUSCANZ

日本、米国、カナダ、豪州、ニュージーランドの略で、および腰の先進国グループというニュアンスでCOP-1の時につけられたニックネーム。議定書等の策定には消極的と見られていたが、今回、日米が代表演説で、ともにその策定を支

持する方針を明言し、大きな変化と受けとめられた。両国とも国毎の異なる事情を考慮した柔軟な抑制目標を主張している。カナダもこれに同調。

#### (4) G77 and China

途上国 77 カ国及び中国。先進国の大半が、排出量を 2000 年までに 1990 年水準に抑制するとの現在の気候条約上の約束を達成できない見込みであることを強く批判し、先進国に限定した早急な措置を主張。アジアとアフリカ諸国の大部分がこれに同調。

#### (5) OPEC

産油国は、IPCC 報告書の限界（気候モデルによる予測結果の不確実性、気候に危険を及ぼす CO<sub>2</sub> 等の大気中濃度が示されていない、費用効果の検討が不十分）と温暖化緩和策の悪影響（石油輸出の減少、先進国からの輸入製品の価格上昇の可能性、先進国経済停滞による途上国への影響）を強く主張し、早急な緩和策の実施に反対。ロシアもこれに同調。

### 4. 共同実施の今後

共同実施 (JI) は、国際協調により地球規模での CO<sub>2</sub> 等の排出量削減を図る方策であり、先進国と途上国間の JI が最も費用効果的な対策とされている。COP-1 以降に開始された試験的な JI、すなわち共同実施活動 (AII) については、米国の電力会社等がスポンサーになり、既に 32 件が実施、または計画中であることが会場で報告された。しかし、排出抑制目標は、当面、途上国には適用されないため、先進国にとり排出権取引的な意味でのメリット（炭素クレジット）は期待できない。本格的な JI に移行するための方策は今後の課題として残された。

### 5. 京都 COP-3 に向けて

法的拘束力のある議定書等の採択を COP-3 で目指すことで一致した点が COP-2 の最大の成果である。具体的な CO<sub>2</sub> 等の数量的な排出抑制目

標の決め方は、1996 年 12 月の第 5 回 AGBM (ベルリン・マンデートに関する特別グループ) 会合に各国が提案を持ち寄り議論する。日本は、国毎に異なる状況を考慮できるように、1 人当たり排出量規制と総排出量規制の二者選択制を提案する。この AGBM の結果が議定書等の素案となり、京都に向けてコンセンサスの形成が図られる。

COP-3 の場で、費用効果、公平性、透明性の気候条約の 3 原則を満たした実効性ある議定書等 (KYOTO protocol?) を議長国と目される日本がどうまとめあげられるか、手腕の見せ所である。しかし、CO<sub>2</sub> 問題は、各国のエネルギー消費と経済成長に密接に関係するだけに、楽観的な見通しは出来ない。将来の排出量の大幅な増加が確実と思われる中国などアジア各国の協力をどう得ていくかも大きな課題である。地球規模での排出抑制を実効的にしようとするれば、ラベリングや関税といった国際貿易・市場管理に結びつく可能性もある。COP における交渉は、環境問題を越えて冷戦後の国際的な社会・経済の枠組み再構成のコンテクストの中で見ることでもある。

IPCC 報告書にあるように、温暖化問題に単一で最良の解決策は存在しない。大事なものは、智慧を出し合うことである。幸いにも COP においては、NGO にもブースやワークショップの形で発表の機会が与えられる。COP-2 でも、環境 NGO のみならず EEI (エジソン電気協会) や E7 (世界電力首脳有志の会議)、WBCSD (持続的発展の為の世界ビジネスカウンシル) が活発に産業界の自発的な排出抑制努力をアピールした。京都 COP-3 は、日本の産業界にとっても、世界にメッセージを発信する絶好のチャンスである。

（ひがし いちろう  
あすか じゅせん  
電力中央研究所 経済社会研究所）